

せいり ばんごう 整理番号	4-3-1	そうだん 相談レベル	3
ぶん ぐい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう もく 項目	がいこく じん とうろく しやうめいしょ 外国人登録証明書		
ない よう 内容	しんき とうろく 新規登録		

### 1 想定される質問の背景

- 日本に入国したが、何も手続きをしていない。
- 子供が生まれた。

### 2 基本的な質問と回答

相談者 日本に入国した後、必要な手続きがありますか？

回答者 外国人登録とは外国人の居住地や身分関係を明らかにするもので、日本に90日以上在住予定の外国人は、住む市区町村の窓口で外国人登録をすることが法律で義務付けられています。日本と外国の2つの国籍を持つ人や、外交官、領事館員、米軍人とその家族は、外国人登録をする必要はありません。

相談者 子供が生まれたのですが、日本で必要な手続きはありますか？

回答者 医師が助産師に出生証明書を発行してもらい、14日以内に出生証明書と母子健康手帳をもって、市区町村に出生届を出します。そして、30日以内に法務大臣に在留資格の取得の申請を行い、60日以内に市区町村の窓口で外国人登録の申請を行なう必要があります。また、自分の国の大使館に出生届を提出する必要もあります。

- ⇒ 入国管理局 13-3-7へ
- ⇒ 在日大使館 & 領事館 13-3-6へ
- ⇒ 市区町村役所・役場 13-5-1へ

### 3 派生する質問と回答

相談者 難民認定を受けており、本国の大使館に出生届を提出するのは避けたいのですが？

回答者 難民の場合、出生届を提出する必要はありません。

相談者 外国の国籍を取得し、日本国籍を離脱した場合の手続きはどうなりますか？

回答者 出生の場合と同様、日本国籍を離脱してから30日以内に在留資格の取得の申請を行い、60日以内に市区町村の窓口で外国人登録の申請を行なう必要があります。

メモ欄

---



---



---



---



---



---



---



---